

第18回川口ツーデーマーチ出店要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第18回川口ツーデーマーチ（以下「大会」という）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、大会に出店する際に必要な事項を定める。

(出店者)

第2条 暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人の出店は禁止する。川口市暴力団排除条例に基づき、出店者は申し込みに際し、誓約書を提出すること。

(出店申込)

第3条 出店申込は、出店者が第18回川口ツーデーマーチ出店申込書（様式第1号 以下「申込書」という）・暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号 以下「誓約書」という）を提出すること。なお、申込期間外の申込及び、必要書類等が揃っていない場合は、申込を一切受け付けない。

2 申込期限は令和7年8月12日までとする。なお、申込は先着順とする。

3 申込先は川口ツーデーマーチ実行委員会事務局とする。

4 主催者は出店者からの出店申込書及び誓約書を受領後、内容を精査し、出店の可否を決定通知書（様式第3号）または却下通知書（様式第4号）により出店者に通知する。

5 出店者は出店決定通知書を受領後、出店料を期日までに指定口座へ納入すること。なお、出店料・貸出料が期日までには支払われなかった場合、出店決定を取り消す。

6 いったん受領した出店料は理由を問わず返金しないものとする。また、それにより生ずる損害（事業利益の損失、その他の金銭的損害を含む）に関して、一切の責任を負わないものとする。

(出店場所)

第4条 出店場所（ブース）は、事務局が区割り選定した上で、出店者に通知する。

2 円滑な運営のため、予告なく出店場所を変更する場合がある。

3 出店者は決められたブース内で営業を行うこと。

4 空き箱や荷物はブース内に納めること。

(出店料)

第5条 出店料は9月20日・21日の2日間で（1）、（2）又は（3）のとおりとする。

（1）主催者テント希望・・・10,000円

（2）主催者テント不要・・・8,000円

（3）キッチンカー・・・・・・8,000円

- 2 ブースは幅 3.6 m×奥行 2.7 mで1区画とする。
- 3 第1項(1)の申し込みをした出店者は、主催者が用意したテントを使用すること。
テント1基につきテーブル1台、椅子2脚設置する。
第1項(2)の申し込みをした出店者は、定められた区画内にテント、テーブル及び椅子等の持ち込みを可とする。
- 4 事務局は店名看板など各店の明示物は作成しない。また、電源が必要な場合は出店者自身で発電機(静音)等を用意すること。
- 5 主催者が特別に認めたものは、出店料を免除することができる。
- 6 貸出物品は指定業者と直接手続きをとるものとする。指定業者については、出店決定通知書により通知することとする。

(出店時間)

第6条 出店時間は準備・片付けを含めて、午前7時00分～午後4時00分とする。

(損害賠償の免責)

第7条 開催中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損および車両事故、火災、強風、自然災害、食中毒等による損害賠償の責は出店者の責任であり、主催者は一切責任を負わない。

(注意事項)

第8条 販売については、出店者が責任を持って行うこと。主催者は苦情またはトラブルに関し、一切の責任を負わない。

- 2 出店者は価格表示を明確にすること。
- 3 次に該当するものの出店を禁止する。
 - (1) 販売禁止物、麻薬、その他の禁止物
 - (2) 引火性・爆発性または放射性危険物
 - (3) 工業所有権を侵害するか、そのおそれのある物
 - (4) 裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場合は除く)
 - (5) 事務局の事前の承諾を得られなかった物
 - (6) 所轄行政庁により指示・勧告のあった物
 - (7) その他関連法令に抵触するおそれがある物
 - (8) 公序良俗に反する物
 - (9) その他正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物又は行為
- 4 出店者は、出店物の搬出入、展示、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出店者において負うこと。

- 5 ごみ箱は各ブースで設置をし、必ず各ブースで回収・処分すること。
- 6 主催者は、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め、出店物の損傷その他の出店物に関する一切の事故について、その責任を負わない。
- 7 出店者は、権利の全部または一部を他人に譲渡、貸与などすることはできない。
- 8 大会中の映像・写真・記事等に関するテレビ・新聞・雑誌・インターネット等への掲載権と肖像権は主催者に帰属する。

(駐車場及び通行許可証)

第9条 1 団体あたり、1 台の駐車許可証及び車両進入許可証を交付する。ただし、指定時間内で使用すること。その他は各自で用意すること。

(開催の可否)

第10条 大会は雨天の場合でも開催する。ただし、荒天・その他の事由により、開催が難しいと判断される場合は大会を中止する。

(消火器の準備)

第11条 火気器具等（ガス、電熱器、発電機等）を使用する出店者は、消火器を準備すること。

(出店者の遵守事項)

- 第12条 出店者が要綱または注意事項に違反したと主催者が判断した場合、出店申し込みの拒否、出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去、変更を主催者は指示することができる。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しない。
- 2 上記において、出店者が主催者の指示に従わない場合は、主催者は、出店者の費用により、出店者に代わって出店物の撤去その他のしかるべき措置を取ることができる。
 - 3 出店取り消し・仮設物・出店品の撤去・変更によって生じた出店者・および関係者の損害も補償しない。

(出店要綱の変更)

第12条 主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出店要綱を変更することがあり、出店者はあらかじめこれに同意し、変更後の新要綱等を遵守すること。